

議会改革推進に関する調査特別委員会 中間報告

当議会改革推進に関する調査特別委員会では、設置以来これまでに18回に亘り委員会を開催し、議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償及び議会基本条例等について協議を重ねて参りました。

議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償の審査に当たっては、茨城県内32市はもとより県内外43の類似団体における人口、面積、就業者数、高齢者数、財政力、職員数、議会費、議員定数、議員報酬の額、政務活動費の額、費用弁償の額及び常任委員会の状況、更には全国市議会の状況について調査・研究するとともに、当事者である全議員を対象としたアンケートを実施するなど多角的に協議をいたしました。

その結果、当特別委員会としては以下の結論に至りましたのでご報告申し上げます。

まず、議員定数につきましては、次のような議論がなされました。

議案審議の中核を担っている常任委員会の適正な数と、委員会運営における適正な人数を考慮した上で定数を削減すべきである。

多様な市民の意見を議会に反映させるためには多くの議員が必要である。

地方自治体の根幹を成す二元代表制の仕組みを維持するためには議員数を減らすべきではない。

また、議員定数の削減が声高に叫ばれている根底には「議員は何をやっているんだ」という市民感情が潜在していることから、議会基本条例を制定し議員自らに義務を課し、現状を維持することの理解を得るべき。

これらの代表的な意見を基に当特別委員会としての結論をとりまとめました。議員定数については、他の自治体の人口、面積、財政力等を比較した上で現状維持の28人とする。そして、議会基本条例を制定し、議員自らが襟を正し、議会本来の役割を果しながら、議会の広報広聴活動を充実させ、議会報告会等で議会活動の状況を市民に丁寧に伝えていくべきとの結論に至りました。

次に、議員報酬につきましては、議員として十分な活動をする上で現在の議員報酬に妥当性があるとの判断に加え、他の市議会の状況と比較した結果、現状維持とする結論に至りました。

政務活動費につきましては、詳細な収支報告書を提出し、その審査も慎重になされてることから透明性の確保が図られている費用であります。また、情報収集・調査をはじめとした議員活動をする上で必要性の高い費用であることから、更に充実すべきとの意見もありましたが、現在の財政状況及び市民感情を勘案し、現状維持とする結論に至りました。

なお、今後、議員報酬及び政務活動費の見直しをする際には、土浦市の財政力等を鑑みて決めるべきであるが、議員自らが金額を査定することは困難なため、特別職報酬等審議会に意見を求めるべきとの付帯事項も併せて報告させていただきます。

続きまして、費用弁償につきましては、廃止すべきとの意見がありました。平成23年4月に現在の額に引き下げた際になされた議論と経緯を踏まえ、現状維持とする結論に至った次第でございます。

なお、議会基本条例等につきましては、引き続き慎重に協議して参る所存でありますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上で報告を終わります。